

○宮崎大学工学教育研究部評議員候補者選考規程

平成24年4月1日
制 定

改正 平成25年5月28日 平成27年6月9日
令和3年3月25日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人宮崎大学教育研究評議会規程第3条第2項に基づく評議員の候補者（以下「候補者」という。）の選考に関し必要な事項を定める。

(選考方法)

- 第2条 候補者は、工学教育研究部の専任教授の中から選挙により選出する。ただし、任期中に定年退職等となる教員及び任期付き教員を除く。
- 2 選挙は、単記無記名投票の方法により行う。
 - 3 選挙は、工学教育研究部専任教員の3分の2以上の投票を必要とする。
 - 4 選挙の管理は、工学教育研究部教授会が行う。

(選挙有資格者)

- 第3条 選挙有資格者は、工学教育研究部の専任教員とする。
- 2 前項の選挙有資格者のうち選挙の日（不在投票期間を含む。）に各号のいずれかに該当する者は、これを除くものとする。
 - (1) 休職者
 - (2) 長期療養者（1か月以上）
 - (3) 海外に出張又は研修中の者
 - (4) 内地留学中の者

(候補者及び決選投票)

- 第4条 第2条第1項の選挙において、最高得票者を候補者とする。
- 2 得票同数の者があるときは、同位者につき決選投票を行う。

(補欠選挙)

第5条 評議員に欠員が生じた場合は、補欠選挙を行う。ただし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(選挙管理委員会)

- 第6条 工学教育研究部教授会は、第2条第1項に規定する選挙を行うため、宮崎大学工学教育研究部評議員候補者選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）を置く。
- 2 選挙管理委員会は、工学教育研究部専任の教授及び准教授の中から選出された2人によって組織する。
 - 3 選挙管理委員が前条に規定する候補者となったときは、委員を退き、その欠員は補充する。
 - 4 選挙管理委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
 - 5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(選挙管理委員会の職務)

- 第7条 選挙管理委員会の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 選挙の公示に関すること。
 - (2) 開票に関すること。
 - (3) 不在投票に関すること。
 - (4) その他選挙に関すること。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、候補者選考に関し必要な事項は、工学教育研究部教授会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年5月25日から施行する。
- 2 この規程施行前に工学部教授会において、平成16年4月1日に評議員に併任されるものとして選考された者は、この規程により選考されたものとみなす。
- 3 この規程施行後、最初に発令される評議員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成17年9月30日までとする。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 宮崎大学工学部評議員選挙規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成25年5月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月9日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。